

# 42. パートや派遣社員も労働組合に入れるの

Q

どうなる?こんなトラブル!

勤め先で事業再編が計画されているらしいのですが、私たちパートタイム労働者には何の情報もなく、どうなるか不安です。

労働組合は、私たちの声も聞いてくれるのでしょうか?

A

これがルール!

社内の労働組合に加入できないのであれば、新たに自分たちで労働組合を作ったり、社外の労働組合に加入したりすることもできます。

## 労働組合の役割

労働組合は、労働者が自分たちで労働条件を維持し、改善するために結成する団体です。

労働組合を作り、労働条件に関して雇い主に交渉・要求する権利は、憲法の基本的人権の一つとして認められていますし、労働組合法などの法律によって、特別な保護を受けています。

## 組合活動を理由とする不利益な取扱いはいできない

労働組合を作ろうとしたこと、加入したこと、あるいは組合に入って正当な活動をしたことなどを理由に、雇い主が、組合員に解雇や懲戒、仕事の上での嫌がらせなどの不利益な取扱いをすることは違法です。

そのほか雇い主が、特定の組合だけを差別したり、特定の労働組合に入らないよう呼び掛け、あるいは脱退するよう求めたりすること、脱退しないと不利益があることを告げることも違法です。労働者には、労働組合への加入やその活動について、会社から干渉を受けない自由があります。

そうはいつても、ストライキなどの争議行為を行っているときを除けば、会社の敷地内の行動や、就業時間中の行動の規制については、原則として会社の決定が優先しますので注意してください。許可なく敷地内でビラを配布したり、就業時間中に組合活動を行ったりすると、懲戒処分の対象となることがあります。

## 話し合いは使用者の義務

労働者の所属している労働組合が、労働条件について交渉を求めた場合、雇い主や、雇い主と同じ権限を持っている者(派遣先など)は、正当な理由なしに、その交渉を拒否することができません。

労働組合は、この交渉を通じて雇い主と合意できれば、労働協約と呼ばれる合意を結んで問題の解決を図ります。労働者にとって、自分に味方してくれる労働組合があることは、心強い後ろ盾になるのです。

## 労働組合を助ける特別な制度

雇い主から、組合活動に関して不当な取扱いを受けた組合員や、交渉を正当な理由なく拒否されたり、活動への介入を受けたりした労働組合は、そのような行動を取った雇い主に対し、裁判を通じて受けた損害の回復を求めることができます。同時に、「都道府県労働委員会」に申し出て、違法な取扱いをやめるよう、あるいは違法な取扱いが起こる前の状態に戻すよう命令してもらうこともできます。労働委員会は、申出があると、当事者の言い分を聞き、調査した上で、理由があると認めたとときに、雇い主に対する「不当労働行為救済命令」を出します。

労働委員会は、組合の設立全般についての窓口となっているほか、雇い主と労働組合の間で起こった紛争の解決を手伝っています。

## 組合に入るには

ある労働組合が、一定範囲の労働者のみ組合員とすることも、基本的にはその組合の自由ですから、既存の労働組合に当然入る権利があるわけではありません。

ただし、日本の多くの企業では、正社員で作った組合が社内にとつだけ存在することが多いものの、新たに労働組合を作ることや、企業の外で活動している労働組合に入ることが、法律上禁止されているわけではありませんし、どの労働組合も平等に活動の権利が保障されています。

労働組合に入るということは、その組織の一員になるということです。組合全体の決定に従ったり、組合費を納めたりする義務が発生します。また、労働組合の方針はそれぞれの組合によって違いますから、自分の考え方にあった労働組合に加入することが大事でしょう。

労働組合と使用者の間のトラブルは、東京都労働委員会が扱っていますが、東京都労働相談情報センターでも相談を受け付けています。